

成田市地域防災計画新旧対照表【災害応急対策編_大規模事故対策計画】

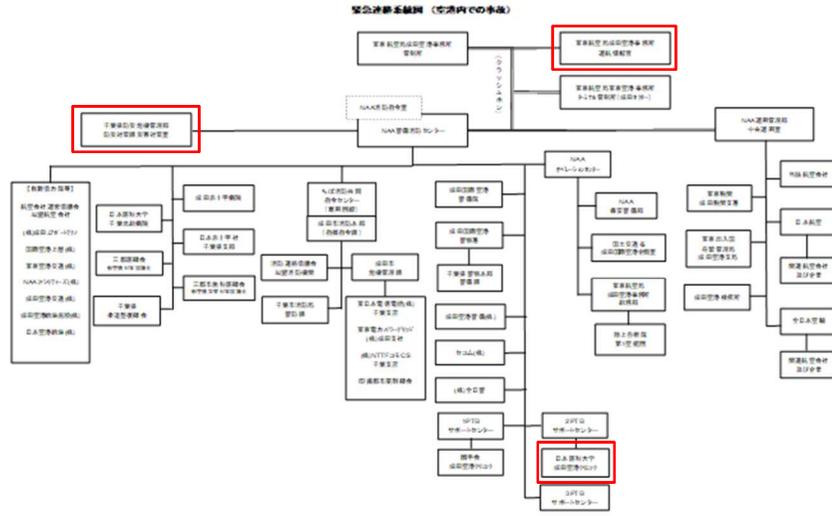
現行		改正案	
第3章 大規模事故対策計画		第3章 大規模事故対策計画	
第2節 航空機事故対策計画		第2節 航空機事故対策計画	
項目	担当	項目	担当
(略)		(略)	
6 食料等の提供 及び資機材の 確保	土木部、警察、道路管理者	6 食料等の提供 及び資機材の 確保	<u>経済部</u> 、土木部、警察、道路管理者
(略)		(略)	

現行

2 情報収集・伝達体制
(略)

■情報伝達経路

(成田国際空港区域内の場合)

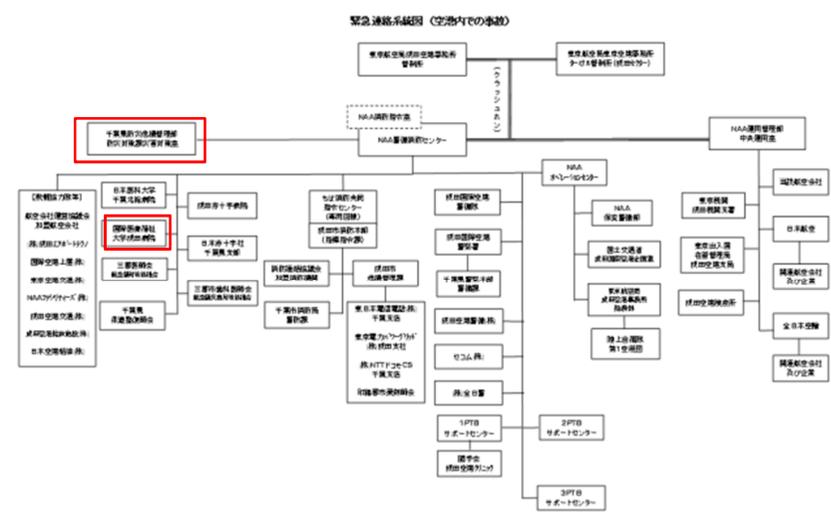


改正案

2 情報収集・伝達体制
(略)

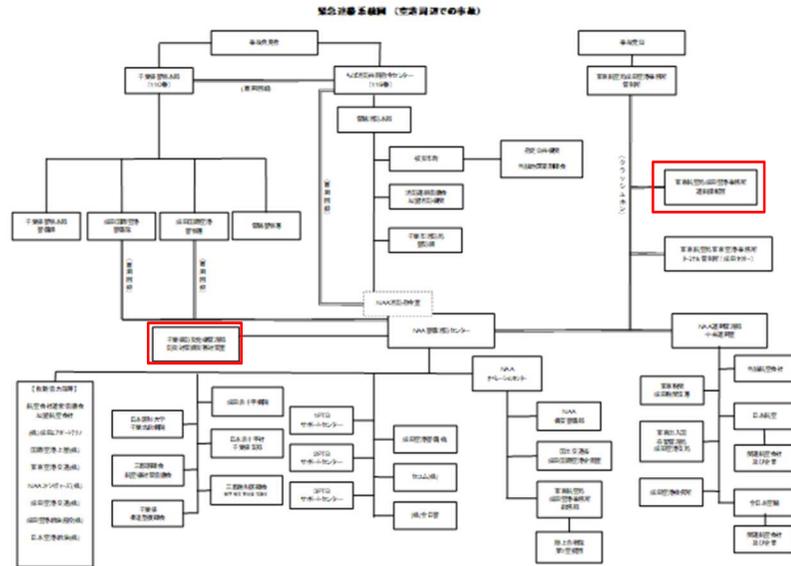
■情報伝達経路

(成田国際空港区域内の場合)



現行

(成田国際空港区域周辺の場合)



4 消防計画

(1) 消防本部による活動

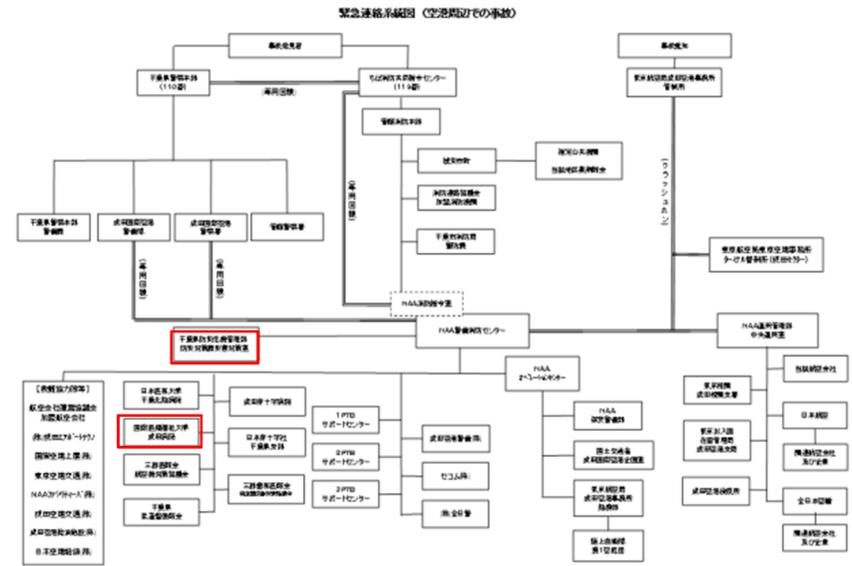
消防本部は、航空機災害が発生した場合、成田市消防計画に規定する航空機災害警防計画に基づき、消防活動を行う。

1 1 広報活動

市は、成田空港事務所、成田国際空港(株)、航空機災害に係る航空会社及び成田国際空港警察署等と協力し、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関、防災行政無線、広報車、メール(な

改正案

(成田国際空港区域周辺の場合)



4 消防計画

(1) 消防本部による活動

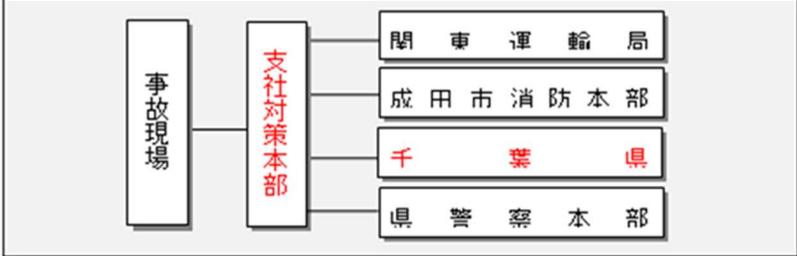
消防本部は、航空機災害が発生した場合、成田市消防計画に基づき、消防活動を行う。

1 1 広報活動

市は、成田空港事務所、成田国際空港(株)、航空機災害に係る航空会社及び成田国際空港警察署等と協力し、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関、防災行政無線、広報車、

現行	改正案
<p>りたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 Twitter、Facebook 等への掲示)等により旅客、送迎者及び住民等に対して広報を行う。</p> <p>第3節 大規模火災対策計画</p> <p>8 広報活動</p> <p>火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール(なりたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 Twitter、Facebook 等への掲示)等の多様な手段により広報活動を行う</p> <p>第4節 林野火災対策</p> <p>4 広報活動</p> <p>火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール(なりたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 Twitter、Facebook 等への掲示)等の多様な手段により広報活動を行う。</p>	<p>メール(なりたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 X (旧 Twitter)、Facebook 等への掲示)等により旅客、送迎者及び住民等に対して広報を行う。主な広報事項は、以下のとおりとする。</p> <p>第3節 大規模火災対策計画</p> <p>8 広報活動</p> <p>火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール(なりたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 X (旧 Twitter)、Facebook 等への掲示)等の多様な手段により広報活動を行う。</p> <p>第4節 林野火災対策</p> <p>4 広報活動</p> <p>火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール(なりたメール配信サービス・緊急速報メール)、インターネット広報(市ホームページ、防災情報 X (旧 Twitter)、Facebook 等への掲示)等の多様な手段により広報活動を行う。</p>

現行						改正案					
第5節 危険物等事故対策計画 4 広報活動 危険物の漏えい状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、 防災情報 Twitter 、Facebook等への掲示）等の多様な手段により広報活動を行う。						第5節 危険物等事故対策計画 4 広報活動 危険物の漏えい状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、メール（なりたメール配信サービス・緊急速報メール）、インターネット広報（市ホームページ、 防災情報 X（旧 Twitter） 、Facebook等への掲示）等の多様な手段により広報活動を行う。					
第6節 鉄道事故対策計画 2 情報収集・伝達体制 （略）						第6節 鉄道事故対策計画 2 情報収集・伝達体制 （略）					
■関係機関連絡先						■関係機関連絡先					
関東運輸局担当課		防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX	関東運輸局担当課		防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部安全防災・危機管理課		—	—	045-211-7269	045-681-3328	総務部安全防災・危機管理課		—	—	045-211-7269	045-681-3328
鉄道事業者	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX	鉄道事業者	防災担当課	防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道（株）	運輸部指令	640-721	640	043-255-9857	043-225-4866	東日本旅客鉄道（株）	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3276
京成電鉄（株）	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198	京成電鉄（株）	運輸指令室	641-721	641-722	03-3607-1143	03-3607-1198
芝山鉄道（株）	総務部	—	—	—	0479-78-1141	芝山鉄道（株）	総務部	—	—	0479-78-1141	—
日本貨物鉄道（株）	総務部	—	—	03-3239-9282	—	日本貨物鉄道（株）	総務部	—	—	03-3239-9282	—

現行	改正案
<p>8 各事業者による応急・復旧体制</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道(株)</p> <p>(略)</p> <p>イ 情報連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>■鉄道事故発生時の連絡系統図</p>  <p>第7節 道路事故対策計画</p> <p>2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「<u>特定劇物</u>」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>	<p>8 各事業者による応急・復旧体制</p> <p>(1) 東日本旅客鉄道(株)</p> <p>(略)</p> <p>イ 情報連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>■鉄道事故発生時の連絡系統図</p>  <p>第7節 道路事故対策計画</p> <p>2 危険物等を積載する車両事故等に対する応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(5) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「<u>特定毒物</u>」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>

